

計画参考 11 名古屋市地震災害警戒本部運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、名古屋市地震災害警戒本部条例（平成14年名古屋市条例第55号）第5条の規定に基づき、名古屋市地震災害警戒本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部の設置)

第2 本部は、原則として名古屋市役所内に置く。

(地震災害警戒本部員等)

第3 地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てゐる。

2 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

3 防災監は、本部長及び地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員（別表第1中、名古屋市教育委員会、名古屋市消防局及び市長の部内の職員の欄に掲げる者に限る。）に指示することができる、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部室)

第4 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

2 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとする。

3 本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。

(本部員会議)

第5 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、地震防災応急対策の基本的事項について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部幹事会議)

第6 本部幹事会議は、地震防災応急対策上必要な各種情報を収集して本部員会議が協議・決定すべき地震防災応急対策上の重要な事項について協議するとともに、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告・進言する。

2 本部幹事会議に幹事長、副幹事長、防災調整官及び幹事を置く。

3 幹事長、副幹事長及び防災調整官は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、幹事は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事（別表第1中、名古屋市教育委員会、名古屋市消防局及び市長の部内の職員の欄に掲げる者に限る。）に指示することができる。

5 本部幹事会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

(各チーム)

第7 本部室にチームを置き、別表第3に掲げる事務を処理させる。

- 2 チームの構成員は、別表第4のとおりとする。
- 3 チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
- 4 チームは、あらかじめ別に定める基準に従い設置し、本部又はチームを廃止するまで常設する。
- 5 本部長が必要と認めたときは、本部室にプロジェクトチームを置く。
- 6 プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、地震防災応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
- 7 プロジェクトチームの名称、担当部署、担当事務及び構成員は、プロジェクトチームの設置時に指定する。
- 8 プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。
- 9 チーム及びプロジェクトチームは、幹事長及び本部幹事会議に担当事務の進捗状況を報告する。

(本部室事務局)

第8 本部室事務局は、本部の事務を総括し、別表第5に掲げる事務を所掌する。

- 2 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置く。
- 3 事務局長は、防災危機管理局長をもって充て、副事務局長は、防災危機管理局次長及び防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）をもって充てる。
- 4 本部室事務局員は、防災危機管理局職員をもって充て、本部室事務局の庶務は、防災危機管理局危機対策課が行う。

(部)

第9 本部に別表第6に掲げる部及び別に定める班（隊）を置き、別表第6及び別に定める事務を分掌させる。

- 2 部長は、別表第6に掲げる職にある者をもって充て、部員は、同表に掲げる担当部署に属する職員をもって充てる。
- 3 部に副部長を置く。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 班（隊）に班（隊）長を置く。
- 6 班（隊）長は、班（隊）の所掌事務について、部長を補佐するとともに、上司の命を受けてその事務の処理にあたる。

(区本部)

第10 区本部の名称及び位置は、別表第7に掲げるとおりとする。

- 2 区本部長は、区長をもって充て、区副本部長は、区政部長、保健福祉センター所長（事務職に限る）、福祉部長、支所長、総務課長、又は保健センター所長をもって充て、区本部員は、区役所職員をもって充てる。
- 3 区本部に別に定める班を置き、別に定める事務を分掌させる。
- 4 班に班長を置く。
- 5 班長は、当該班の所掌事務について区本部長を補佐するとともに、上司の命を受けてその事務の処理にあたる。
- 6 区本部の庶務は、区総務課で処理する。

(区連絡会議)

第 11 区本部に区連絡会議を置く。

- 2 区連絡会議は、区本部長、各区隊長及びその他区本部長が必要と認める者をもって組織し、区域内の地震防災応急対策について協議する。
- 3 区連絡会議は、区本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- 4 会議の議長は、会議の結果、区域内の地震防災応急対策について緊急を要すると認めた場合には、関係区隊長にその処置につき必要な限度において必要な指示をすることができる。
- 5 会議の議長は、前項の指示を行ったときは、速やかに本部長又は防災監に報告するものとする。

(区本部連絡員室)

第 12 区本部に区本部連絡員室（以下「区連絡員室」という。）を置く。

- 2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の地震防災応急対策についての各班、各隊相互間の連絡及び各種情報の収集にあたるものとする。
- 3 区連絡員室に室長及び連絡員を置き、区本部長及び各区隊長が指名する職員をもって充てる。

(雑則)

第 13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

	本 部 員	幹 事
(1) 法第 2 条第 6 号(指定 地方行政機関)	中部運輸局 防災・危機管理調整官	—
	名古屋海上保安部長	—
	名古屋地方気象次長	—
	中部地方整備局長	総括防災調整官
(2) 愛知県の知事の部内 の職員	愛知県 防災安全局長	防災安全局次長
(3) 愛知県警察の警察官	愛知県警察本部 警備部長	警備部災害対策課長
(4) 自衛隊	陸上自衛隊 第 35 普通科連隊長	第 35 普通科連隊 第 3 科 長
(5) 名古屋市教育委員会	教育長	総務部総務課長
(6) 名古屋市消防局	消防局長	総務部総務課長
(7) 市長の部内の職員	会計管理者	会計室会計課長
	防災危機管理局長 防災危機管理局次長	総務課長 防災企画課長 防災企画課担当課長(防災 啓発人材育成等) 想定最大規模災害対策推 進課長 危機管理課担当課長(危機 管理・広域連携) 地域防災課長 地域防災課担当課長(要配 慮者対策)
	市長室長	秘書課長
	総務局長	総務課長
	財政局長	総務課長
	スポーツ市民局長	総務課長
	経済局長	総務課長
	観光文化交流局長	総務課長
	環境局長	総務課長
	健康福祉局長	監査課長
	子ども青少年局	総務課長
	住宅都市局長	総務課長
	緑政土木局長	担当課長(道路等の危機管 理・水防)
	上下水道局長	総務部防災課長
	交通局長	総務部総務課長
(8) 法第 2 条第 7 号 第 8 号(指定公共機関等)	西日本電信電話株式会社 設備部災害対策室 担当課長	—
	日本赤十字社愛知県支部 事務局長	—
	日本放送協会名古屋放送局 報道部長	—
	東海旅客鉄道株式会社 管理部総務課長	—
	東邦ガス株式会社 総務部長	—
	中部電力パワーグリッド(株) 執行役員名古屋 支社長	—
	名古屋港管理組合 副管理者	—
	一般社団法人愛知県トラック協会 会長	—
	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部副本部長	—
	近畿日本鉄道株式会社 執行役員鉄道本部 名古屋輸送統括部長	—

※その他本部長又は幹事長が必要と認める者を本部員又は幹事とすることができる。別表第2

幹 事 長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副 幹 事 長	防災危機管理局危機対策課長
防 災 調 整 官	防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）

（注）1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。

2 副幹事長は、幹事長に事故があるときその職務を代理する。

別表第3 各チームの名称、担当部署及び担当事務

区分	名称	担当部署	担当事務
チ ャーム	広報・報道 チ ャーム	庶務部、スポーツ市民部	報道機関等への情報提供及び住民 広報・広聴に関すること
	応 急 対 策 チ ャーム	緑政土木部、消防部、上 下水道部	応急措置及び緊急に処置すべき事 項その他応急対策に関すること
	避難者対策 チ ャーム	関係部	避難者対策に関すること
	連 絡 員 チ ャーム	各部	災害対策本部等の各部との連絡調整 に関すること
	物 資 チ ャーム	健康福祉部、経理部、経済 部、観光文化交流部、環境 部、子ども青少年部	災害救助用物資の供給に関すること
	帰 宅 支 援 チ ャーム	住宅都市部、交通部	帰宅困難者対策に関すること
	受援・広域連携 チ ャーム	庶務部、スポーツ市民部、 環境部、健康福祉部、子ど も青少年部、住宅都市部、 緑政土木部、学校部	他都市等への応援要請、受援及びオ ープンスペースの利用調整に関する こと

（注）1 本部長の指示により、上記以外のチームを設置することができる。

2 幹事長の指示により、避難者対策チームの担当部署は地震防災応急対策の推移に合わせて指定
する。

3 2 の他、幹事長の指示により、各チームの担当部署はその都度見直すことができる。

別表第4 チームの構成員

区分	構成員
チ ャーム	チ ャーム 長 本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長 が指名する者とする。
	チームリーダー 担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の 部長が指名する者とする。
	チ ャーム 員 担当部署に属する職員のうちから事務局長又は各部長が指名する者とする。

別表第5 本部室事務局の所掌事務

- 1 地震災害警戒本部等の設置及び運営に関すること
- 2 防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関すること
- 3 地震予知情報等の収集及び伝達に関すること
- 4 気象警報等の収集及び伝達に関すること
- 5 避難指示等に関すること
- 6 防災行政無線の運用及び統制に関すること
- 7 サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関すること
- 8 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関すること
- 9 地震災害警戒本部等の対応状況等の取りまとめ及びその報告に関すること
- 10 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめに関すること
- 11 報道機関への情報提供及び住民広報に関すること
- 12 活動の記録及び資料の収集に関すること
- 13 名古屋市防災会議との連絡に関すること
- 14 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に関すること
- 15 業務継続計画に関すること
- 16 地震災害警戒本部等の各部との連絡調整に関すること
- 17 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対する指示、要請又は勧告に関すること
- 18 避難状況等の取りまとめ及び分析に関すること
- 19 地震災害警戒本部等の区本部との連絡調整に関すること
- 20 各チームの運営に関すること
- 21 事務局長からの指示事項に関すること
- 22 その他重要な地震防災応急対策に関すること

別表第6 地震災害警戒本部の部及び区本部の主な任務

1 共通事項

(1) 職員への情報伝達及び参集指令（参集指令は、休日及び勤務時間外のみ） 各部・区本部は、あらかじめ定めた情報伝達系統により警戒宣言が発せられた旨を的確に伝達する。 また、各部・区本部は、あらかじめ定めた非常配備・動員計画及び情報伝達系統により、直ちに参集すべき旨を的確に伝達する。
(2) 職員の参集状況の確認及び報告 各部・区本部は、職員が出動し、配備につくことを確認すると同時に決められた時期ごとにその状況を庶務部へ報告する。
(3) 実施すべき地震防災応急対策事項の確認 各部・区本部は、あらかじめ定められた地震防災応急対策の内容を確認し、職員の分担任務を確認の上、直ちに対策の実施に移る。
(4) 本部情報の伝達・指示 各部・区本部は、本部から連絡される情報の内容を点検し、必要に応じて所管の各班、公所へ的確な手段によって伝達、指示する。
(5) 地震防災応急対策に係る情報の収集、本部幹事会議への報告 各部・区本部は、地震防災応急対策の実施に伴って収集した情報、その他住民からの通報等により必要な情報を把握したときは、当該部の対応によって解決したものを含め、本部幹事会議へ報告する（区本部は、本部室事務局を通じて報告する。）。
(6) 各部・区本部間の連絡調整 地震防災応急対策の実施に当たって、他部・区本部との連携が必要な事項が発生したときは、本部幹事会議に対して調整を要請する（区本部は本部室事務局を通じて要請する。）。
(7) 所管施設の保安管理 各部・区本部は、所管施設の利用者、来場者等の安全確保を図るとともに職場内の点検を行い、書棚、什器等の転倒・落下防止、出火危険場所の安全措置、緊急貯水、その他職員の安全措置を講ずる。
(8) 各種協定に基づく応援要請 各部・区本部は、各種協定に基づく応援要請を必要に応じて実施する。

2 個別事項

部・区本部	担当部署	部長又は区本部長	事務分掌
庶務部	総務局 市長室 監査事務局 人事委員会事務局 選挙管理委員会事務局 市会事務局	総務局長	1 市庁舎の地震防災応急対策に関すること。 2 地震防災応急対策に係る各種情報の収集、整理に関すること。 3 職員の動員及び配備に関すること。 4 警戒宣言、地震予知情報等の報道機関への情報提供に関すること。 5 警戒宣言、地震予知情報等の放送、出版による広報に関すること。 6 市会議員との連絡調整に関すること。 7 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 8 遊動隊の派遣準備に関すること。 9 その他地震防災応急対策に関すること。

部・ 区本部	担当部署	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
経理部	財政局 会計室	財政局長	1 緊急資機材、物品の調達及び借上げに関する事 2 車両の借上げ及び配車計画に関する事 3 調達及び救援物資の配布に関する事 4 所管公有財産の緊急使用に関する事 5 罹災証明（火災によるものを除く。）発行のため の家屋被害調査の準備に関する事 6 罹災者等に係る市税の減免等の準備に関する事 7 義援金の受付、受領の準備に関する事 8 競馬、競輪事業関係団体との連絡調整に関する事 9 区本部への応援にかかる連絡調整に関する事 10 その他地震防災応急対策に関する事
スポーツ市 民部	スポーツ市民局	ス ポ ー ツ 市民局長	1 一般ボランティアの受入れ準備に関する事 2 生活関連物資等の価格安定に関する事 3 男女平等参画に関する事 4 避難所避難場所の管理運営協力に関する事（避 難場所指定施設）。 5 被災相談窓口の設置に関する事 6 その他地震防災応急対策に関する事
経済部	経済局	経済局長	1 調達物資の確保、配布の準備に関する事 2 市場における物資の集荷及び分荷に関する事 3 商工業等の地震防災応急対策に関する事 4 その他地震防災応急対策に関する事
観光文化交 流部	観光文化交流局	観 光 文 化 交流局長	1 所管施設の地震防災応急対策に関する事 2 外国人の支援に関する事 3 その他地震防災応急対策に関する事
環境部	環境局	環境局長	1 ごみ・し尿等廃棄物の災害時特別作業計画に関す ること 2 事業用車両の配車及び整備に関する事 3 搬入ごみの焼却及び埋立処理の災害時特別作業計 画に関する事 4 緊急処理のための民間車両の借上げ手配に関す ること 5 有害物質の災害事故に係る情報収集体制の確立に 関すること 6 その他地震防災応急対策に関する事
健康福祉部	健康福祉局	健康福祉 局長	1 災害救助費負担金に関する事。 2 物資の連絡調整に関する事。 3 備蓄物資の配布に関する事。 4 要配慮者対策に関する事。 5 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 6 病院等診療機関の診療機能情報の収集、提供に関 すること。 7 医療関係機関との連絡調整に関する事。 8 社会福祉施設の地震防災応急対策に関する事。 9 保護者等への対応に関する事。 10 医療、助産の救護体制の確立に関する事。 11 医療、助産関係機関に対する援助要請に関するこ と。 12 その他地震防災応急対策に関する事。

部・ 区本部	担当部署	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1 児童の被害状況の把握及び安全確保に関すること 2 児童福祉施設等の被害状況の調査及び応急復旧に関すること 3 調達物資の確保、配布の準備に関すること 4 救援物資の受入れ、配布に関すること
住宅都市部	住宅都市局	住宅都市局長	1 応急仮設住宅の供与の準備に関すること。 2 市街地復興計画の検討の準備に関すること。 3 土地区画整理事業及び開発行為に関する地震防災応急対策の指導監督に関すること。 4 市営住宅及び共同施設の地震防災応急対策に関すること。 5 建築物の防災保安指導、相談に関すること。 6 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 7 局所管外郭団体等との連絡調整に関すること。 8 その他地震防災応急対策に関すること。
緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1 道路、橋梁、河川、急傾斜地、農業用施設、公園等の地震防災応急対策に関すること。 2 緊急陸上輸送ルート of 確保に関すること。 3 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること。 4 農業関係、畜水産関係団体との連絡及び防災指導に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
学校部	教育委員会事務局	教育長	1 学校施設・社会教育施設等の地震防災応急対策に関すること。 2 幼児、児童、生徒の帰宅及び安全保護に関すること。 3 保護者等への対応に関すること。 4 避難場所の管理運営協力に関すること（避難場所指定施設）。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
消防部	消防局	消防局長	1 消火・救急・救助の出動態勢の確立に関すること。 2 航空輸送の確保に関すること。 3 火災予防及び消防広報に関すること。 4 リ災証明（火災によるもの）の準備に関すること。
上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1 水道水・工業用水の供給、下水の排水及び処理作業に関すること。 2 水道施設、工業用水道施設、下水道施設の地震防災応急対策に関すること。 3 配水場における有効貯水量の確保に関すること。 4 住民への緊急貯水広報に関すること。 5 応急給水体制に関すること。 6 物件の供給・応急対策の協力・応急復旧工事の協力の協定に基づく協力要請に関すること。 7 仮設給水栓の整備、点検及び所定か所への配置に関すること。

部・ 区本部	担当部署	部長又は 区本部長	事 務 分 掌
交通部	交通局	交通局長	1 地下鉄・バスの運行に関すること。 2 利用者に対する広報に関すること。 3 局所管工事現場における地震防災応急対策に関すること。 4 局所管保安設備の地震防災応急対策に関すること。 5 その他地震防災応急対策に関すること。
区本部	区役所	区長	1 区の区域に係る地震防災応急対策の総合調整に関すること 2 情報の収集及び伝達に関すること 3 避難の指示等の実施及び連絡調整に関すること 4 避難者の誘導及び収容に関すること 5 避難場所の開閉及び管理運営に関すること 6 災害救助地区本部との連絡調整に関すること 7 要配慮者対策に関すること 8 区社会福祉協議会との連絡調整に関すること 9 調達及び救援物資の受入れ、配布に関すること 10 警戒宣言・地震予知情報等の広報・広聴に関すること 11 一般ボランティアの受入れ準備に関すること 12 罹災証明（火災によるものを除く。）の準備に関すること 13 医療救護・保健衛生に関すること 14 区連絡会議に関すること 15 地震防災信号（サイレン・警鐘）の伝達に関すること 16 区内関係官公所（署）との連絡調整に関すること 17 住民の避難状況の把握及び報告に関すること 18 その他地震防災応急対策に関すること

別表第 7

名	称	位	置
名古屋市地震災害警戒本部	千種区本部	千種区星が丘山手 103 番地	(千種区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	東区本部	東区筒井一丁目 7 番 74 号	(東区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	北区本部	北区清水四丁目 17 番 1 号	(北区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	西区本部	西区花の木二丁目 18 番 1 号	(西区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	中村区本部	中村区松原町一丁目 23 番地の 1	(中村区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	中区本部	中区栄四丁目 1 番 8 号	(中区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	昭和区本部	昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地	(昭和区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	瑞穂区本部	瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地	(瑞穂区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	熱田区本部	熱田区神宮三丁目 1 番 15 号	(熱田区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	中川区本部	中川区高畑一丁目 223 番地	(中川区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	港区本部	港区港明一丁目 12 番 20 号	(港区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	南区本部	南区前浜通 3 丁目 10 番地	(南区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	守山区本部	守山区小幡一丁目 3 番 1 号	(守山区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	緑区本部	緑区青山二丁目 15 番地	(緑区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	名東区本部	名東区上社二丁目 50 番地	(名東区役所内)
名古屋市地震災害警戒本部	天白区本部	天白区島田二丁目 201 番地	(天白区役所内)

計画参考 12 名古屋市地震災害警戒準備本部運営要綱

(趣旨)

第 1 この要綱は、東海地震注意情報の発表時又は名古屋市地震対策連絡会議において必要と認めた場合に設置する、名古屋市地震災害警戒準備本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(地震災害警戒準備本部長等)

第 2 本部の長は、地震災害警戒準備本部長（以下「本部長」という。）とし、市長をもって充てる。

2 本部に、地震災害警戒準備副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒準備本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を置く。

3 本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

4 副本部長は、副市長をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめその定める順序によりその職務を代理する。

6 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

7 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。

8 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。

9 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。

(本部室)

第 3 本部長は、本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。

2 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとする。

3 本部室の事務は、本部室事務局が総括する。

(本部員会議)

第 4 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、地震防災応急対策の準備に関する基本的事項について協議する。

2 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(本部幹事会議)

第 5 本部幹事会議は、地震防災応急対策の準備に関する各種情報を収集し、本部員会議が協議・決定すべき地震防災応急対策の準備に関する重要な事項について協議するとともに、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告・進言する。

2 本部幹事会議に幹事長、副幹事長、防災調整官及び幹事を置く。

3 幹事長、副幹事長及び防災調整官は、別表第 2 に掲げる職にある者をもって充て、幹事は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

4 防災調整官は、幹事長及び副幹事長に進言し、幹事に指示することができる。

5 本部幹事会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

(各チーム)

第6 本部室にチームを置く。

- 2 チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。
- 3 本部長が必要と認めたときは、本部室にプロジェクトチームを置く。
- 4 プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、地震防災応急対策の準備に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。
- 5 チーム及びプロジェクトチームの組織その他必要な事項については、名古屋市地震災害警戒本部運営要綱（以下「警戒本部要綱」という。）第7を準用し、分掌させる事務は、警戒本部要綱に定める事務の準備に関する事務とする。

(本部室事務局)

第7 本部室事務局は、本部の事務を総括する。

- 2 本部室事務局の組織その他必要な事項については、警戒本部要綱第8を準用し、分掌させる事務は、警戒本部要綱に定める事務の準備に関する事務とする。

(部)

第8 本部の事務を分掌させるため、部を置く。

- 2 部に部長及び部員を置く。
- 3 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。
- 4 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。
- 5 前4までの規定の他、部の組織その他必要な事項については、警戒本部要綱第4を準用し、分掌させる事務は、警戒本部要綱に定める事務の準備に関する事務とする。

(区本部)

第9 区の区域ごとに当該区域における本部の事務を処理させるため、区本部を置き、区本部の名称及び位置は、別表第3に掲げるとおりとする。

- 2 区本部に区本部長、区副本部長及び区本部員を置く。
- 3 区本部長は、本部長の命を受けて区本部の事務を掌理する。
- 4 区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故があるときは、区本部長があらかじめ定める順序により、その職務を代理する。
- 5 区本部員は、区本部長の命を受けて区本部の事務を処理する。
- 6 前5までの規定の他、区本部の組織その他必要な事項については、警戒本部要綱第10を準用し、分掌させる事務は、警戒本部要綱に定める事務の準備に関する事務とする。

(区連絡会議)

第10 区本部に区連絡会議を置く。

- 2 区連絡会議は、区域内の地震防災応急対策の準備に関する事項について協議する。
- 3 区連絡会議の組織その他必要な事項については、警戒本部要綱第11を準用する。

(区本部連絡員室)

第11 区本部に区本部連絡員室（以下「区連絡員室」という。）を置く。

- 2 区連絡員室は、会議の庶務、その他区域内の地震防災応急対策の準備に関する事務についての連絡

及び各種情報の収集にあたるものとする。

3 区連絡員室の組織その他必要な事項については、警戒本部要綱第 12 を準用する。

(雑則)

第 12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

機 関 名	本 部 員	幹 事
市長の部内の職員	防災危機管理局長 防災危機管理局次長	総務課長 防災企画課長 防災企画課担当課長（防災啓発人材育成等） 想定最大規模災害対策推進課長 危機対策課担当課長（危機管理・広域連携） 地域防災課長 地域防災課担当課長（要配慮者対策）
	会計管理者	会計室会計課長
	市長室長	秘書課長
	総務局長	総務課長
	財政局長	総務課長
	スポーツ市民局長	総務課長
	経済局長	総務課長
	観光文化交流局長	総務課長
	環境局長	総務課長
	健康福祉局長	監査課長
	子ども青少年局長	総務課長
	住宅都市局長	総務課長
	緑政土木局長	担当課長（道路等の危機管理・水防）
	上下水道局長	防災課長
	交通局長	総務課長
名古屋市教育委員会	教育長	総務課長
名古屋市消防局	消防局長	総務課長

※その他本部長又は幹事長が必要と認める者を本部員又は幹事とすることができる。

別表第 2

幹 事 長	防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）
副 幹 事 長	防災危機管理局危機対策課長
防 災 調 整 官	防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）

（注） 1 本部幹事会議は、本部の設置と同時に開会し、本部設置期間中を通じて開催する。

2 副幹事長は、幹事長に事故があるときその職務を代理する。

別表第 3

名 称	位 置
名古屋市地震災害警戒準備本部 千種区本部	千種区星が丘山手 103 番地（千種区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 東区本部	東区筒井一丁目 7 番 74 号（東区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 北区本部	北区清水四丁目 17 番 1 号（北区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 西区本部	西区花の木二丁目 18 番 1 号（西区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 中村区本部	中村区松原町一丁目 23 番地の 1（中村区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 中区本部	中区栄四丁目 1 番 8 号（中区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 昭和区本部	昭和区阿由知通 3 丁目 19 番地（昭和区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 瑞穂区本部	瑞穂区瑞穂通 3 丁目 32 番地（瑞穂区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 熱田区本部	熱田区神宮三丁目 1 番 15 号（熱田区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 中川区本部	中川区高畑一丁目 223 番地（中川区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 港区本部	港区港明一丁目 12 番 20 号（港区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 南区本部	南区前浜通 3 丁目 10 番地（南区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 守山区本部	守山区小幡一丁目 3 番 1 号（守山区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 緑区本部	緑区青山二丁目 15 番地（緑区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 名東区本部	名東区上社二丁目 50 番地（名東区役所内）
名古屋市地震災害警戒準備本部 天白区本部	天白区島田二丁目 201 番地（天白区役所内）

計画参考 13 名古屋市地震対策連絡会議運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表により設置する、名古屋市地震対策連絡会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2 会議に、委員長、副委員長、防災調整官及び委員を置く。

2 委員長は、防災危機管理局担当部長（危機対策・危機管理）をもって充てる。

3 委員長は、会議の事務を総括し、会議の職員を指揮監督する。

4 副委員長は、防災危機管理局危機対策課長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 防災調整官は、防災危機管理局危機対策課担当課長（危機対策に係る総合調整）をもって充てる。

7 防災調整官は、委員長及び副委員長に進言し、委員に指示することができる。

68 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

79 委員は、委員長の指示を受けて会議の事務に従事する。

(所掌事務)

第3 会議は、名古屋市地震災害警戒準備本部（以下「準備本部」という。）設置までの連絡体制の確立、準備本部において実施すべき対策の確認、緊急に措置すべき事項についての連絡調整、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の情報の収集及び整理等を行う。

(庶務)

第4 会議の庶務は、防災危機管理局危機対策課で行う。

(雑則)

第5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

機 関 名	委 員
市長の部内の職員	防災危機管理局総務課長
	防災危機管理局防災企画課長
	防災危機管理局防災企画課担当課長（防災啓発人材育成等）
	防災危機管理局想定最大規模災害対策推進課長
	防災危機管理局危機対策課担当課長（危機管理・広域連携）
	防災危機管理局地域防災課長
	防災危機管理局地域防災課担当課長（要配慮者対策）
	会計室会計課長
	市長室秘書課長
	総務局総務課長
	財政局総務課長
	スポーツ市民局総務課長
	経済局総務課長
	観光文化交流局総務課長
	環境局総務課長
	健康福祉局監査課長
	子ども青少年局総務課長
	住宅都市局総務課長
	緑政土木局担当課長（道路等の危機管理・水防）
	上下水道局防災課長
	交通局総務課長
名古屋市教育委員会	教育委員会事務局総務部総務課長
名古屋市消防局	消防局総務部総務課長

計画参考 14 名古屋市災害対策委員規則（昭和 35 年 5 月 30 日 規則第 25 号）

改正 昭和 43 年第 20 号、平成 6 年第 21 号、同 9 年第 84 号

（災害対策委員の設置）

第 1 条 本市の災害対策に関し、市民と密接な連絡を確保し、地区防災救助の万全を期するため、災害対策委員（以下「委員」という。）を置く。

第 2 条 委員は、名古屋市区政協力委員規則（昭和 43 年名古屋市規則第 20 号）に規定する名古屋市区政協力委員の職にある者をもって充てる。

（職務）

第 3 条 委員は、常に、区域（名古屋市区政協力委員規則第 1 条第 2 項の区域又は地区をいう。以下同じ。）内の防災に留意してその実状を把握するように努めなければならない。

2 委員は、区域内における災害対策の事務に関し、おおむね次の職務を行う。

- （1）災害危険箇所を調査し、報告すること。
- （2）区域内の具体的避難要領を研究し、周知徹底させること。
- （3）住民の要望等を聴取し、報告すること。
- （4）その他災害対策の事務を補助すること。

（平成 9 年第 84 号）

（関係機関及び住民の各種団体との関係）

第 4 条 委員は、前条の職務を行うにあたっては、防災救助等の関係機関及び住民の各種団体との間に密接な連絡協調を図るように努めるものとする。

（職務の指揮監督）

第 5 条 委員は、その職務に関し、それぞれその区域に属する区長の指揮監督を受けるものとする。

（地区災害対策委員協議会）

第 6 条 委員の職務に関する連絡調整を図り、あわせて、研究及び協議するため、小学校通学区域（名古屋市災害救助地区本部規則（昭和 35 年名古屋市規則第 26 号）第 2 条第 3 項により、小学校通学区域を 2 以上に分け、その各区域に地区本部を置くものとして、地区本部長が委嘱されている場合においては、その各区域）内の委員をもって、それぞれ地区災害対策委員協議会（以下本条において「協議会」という。）を組織する。

2 災害救助地区本部の本部長、副本部長及び本部委員に委嘱された者は、それぞれ地区本部が置かれる区域に相当する地区の協議会に出席することができる。

3 協議会の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

（補則）

第 7 条 この規則に規定するもののほか、委員に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 最初に委嘱される委員の任期は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず昭和 36 年 3 月 31 日までとする。

附 則（昭和 43 年規則第 20 号）抄

（施行規則）

1 この規則は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第 21 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第 84 号）

この規則は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

計画参考 15 名古屋市災害救助地区本部規則（昭和 35 年 5 月 30 日 規則第 26 号）

改正 平成 6 年第 21 号、同 14 年 63 号

（目的）

第 1 条 この規則は、非常災害に際して住民の各種の団体と有機的な協力関係を確立し、防災及び救助の活動の万全を期するため必要な事項を定めることを目的とする。

（災害救助地区本部の設置）

第 2 条 非常災害の発生のおそれがあるとき、又は非常災害が発生したときは、防災及び救助その他の緊急措置の適切円滑な実施を図るため、市長が必要と認める地域に災害救助地区本部（以下「地区本部」という。）を設置する。

2 地区本部は、小学校通学区（以下「学区」という。）ごとに置く。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、学区を 2 以上に分けてその各区域に地区本部を置くことができる。

（地区本部の所属）

第 3 条 地区本部は、区本部に属する。

（平成 14 年第 63 号）

（組織）

第 4 条 地区本部は、地区本部長 1 人及び地区本部委員若干人をもって組織する。

2 特に必要があると認めるときは、地区本部に地区副本部長若干人を置くことができる。

3 地区本部長及び地区副本部長は、区長の推選に基き、学区（第 2 条第 3 項の規定により学区を 2 以上に分けてその各区域に地区本部を置く場合においては、その各区域。以下同じ。）内の住民の中から市長があらかじめ委嘱する。

4 地区本部委員は、学区内の災害対策委員をもって充てるほか、学区内の住民の中からあらかじめ市長が委嘱する。

5 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に地区本部委員を委嘱することができる。

（地区本部長及び地区本部委員）

第 5 条 地区本部長は、区本部長の命を受け、地区本部を統轄し、地区本部委員を指揮監督する。

2 地区副本部長は、地区本部長を補佐し、地区本部長に事故があるとき、又は地区本部長が欠けたときは、あらかじめ地区本部長が指名した地区副本部長が地区本部長の職務を行う。

3 地区本部委員は、地区本部長の命を受け、地区本部の事務に従事する。

（平成 14 年第 63 号）

（地区本部の事務）

第 6 条 地区本部は、おおむね、次の事務を分担する。

- (1) 学区内の住民に対する高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保の伝達について補助すること。
- (2) 災害時における広報広聴活動を補助すること。
- (3) 災害時における被害状況の調査を補助すること。
- (4) 学区内の住民に対する救援物資の配布について補助すること。
- (5) 避難施設の管理運営を補助すること。

(6) その他区本部の救援活動全般について補助すること。

(平成 14 年第 63 号)

(避難指示又は緊急安全確保の要請)

第 7 条 地区本部長は、海岸、河川、池等の堤防の監視に当たる者との緊密な連絡に努め、状況により、区本部長に対し、避難指示又は緊急安全確保の発令を災害対策本部長に要請するよう求めることができる。この場合において、通信連絡機関の故障その他やむを得ない理由により、避難指示又は緊急安全確保の発令を待ついとまがないと認めるときは、現地の警察官その他の関係機関の職員と協議し、必要な措置を執ることができる。

2 前項後段の規定により必要な措置を執ったときは、地区本部長は、速やかに、その旨を区本部長に報告するものとする。

(平成 14 年第 63 号)

(関係機関及び住民の各種団体との関係)

第 8 条 地区本部長は、その職務を行うに当たり区本部及び学区内の住民の各種団体と緊密な連絡を保ち、救助に関しては、防災救助その他の関係機関の職員と相互に協力するものとする。

(平成 14 年第 63 号)

(補則)

第 9 条 この規則に規定するもののほか、地区本部に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 25 日規則第 21 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日規則第 63 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和 3 年 5 月 20 日から施行する。

2 この規則の施行の際現にされている避難勧告又は避難指示の伝達に関する補助については、この規則による改正後の名古屋市災害救助地区本部規則第 6 条第 1 号に規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和 56 年 10 月 12 日制定
昭和 59 年 3 月 29 日改正
昭和 61 年 5 月 27 日改正
昭和 62 年 6 月 23 日改正
平成 6 年 4 月 1 日改正
平成 9 年 4 月 1 日改正
平成 12 年 3 月 31 日改正
令和元年 12 月 27 日改正
令和 2 年 11 月 25 日改正

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 5 号第 2 号及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 4 条第 3 項なら部に名古屋市総合計画 2023 に基づき、自主防災組織の結成を促進するほか、防災用品の助成等に関する業務の適正かつ円滑な運営を図るため、消防局が地域に対して行う支援について必要な事項を定めるものとする。

(自主防災組織)

第 2 条 自主防災組織とは、災害対策基本法第 2 条の 2 第 2 号に規定するものをいい、そのうち次の各号に該当するものを本市に登録する自主防災組織とする。

(1) 次のいずれかの地域単位で結成されたもの。

ア 町内会又は自治会を構成する地域単位

イ 前記アの地域を分割又は連合して構成された地域単位

ただし、町内会又は自治会を構成する地域単位では、自主防災組織としての効果を発揮するに適當でないとき管轄の消防署長（以下「署長」という。）が認めた場合に限る。

(2) 前号の地域を構成する世帯のおおむね 8 割以上により構成された組織で、署長が認めたもの。

(協力機関)

第 3 条 署長は、区役所その他の関係機関に対して、必要に応じて自主防災組織の結成促進等の支援に係る協力を依頼する。

(学区における連絡機関)

第 4 条 署長は、学区連絡協議会及び学区防災安心まちづくり委員会等の住民自治組織又はこれらに類する団体に対して、その学区における自主防災組織の結成促進等の支援に係る協力を依頼する。

2 署長は、災害対策委員に対して、その地域における自主防災組織の結成促進等の支援に係る協力を依頼する。

第 2 章 自主防災組織の編成基準

(名称)

第 5 条 本市に登録する自主防災組織の名称は、「〇〇防災会」等とする。

(役員)

第 7 条 自主防災組織に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副 会 長 若 干 名

- (3) 班 長 各 班 1 名
- (4) 副 班 長 各班若干名
- (任務)

第 7 条 自主防災組織に次のとおり自主防災組織本部（以下「本部」という。）及び各班を設置する。
本部及び各班の活動内容例を別表第 1 に示す。

- (1) 本部（会長、副会長及び班長で編成する。）
- (2) 情報班
- (3) 消火班
- (4) 救出救護班
- (5) 避難誘導班
- (6) 給食給水班

第 3 章 助 成

（助成）

第 8 条 市長は、この要綱に基き、結成された自主防災組織に対して、今後、整備していく防災用品の見本として、別表第 2 に掲げる防災用品の助成を行うことができる。

第 9 条 削除（令和 2 年 11 月 25 日通知、2 消消第 318 号）
（助成基準）

第 10 条 第 8 条により助成する防災用品の数量は、別表第 3 のとおりとする。
（助成の申請）

第 11 条 自主防災組織が、当該助成を受けようとするときは、次の書類を市長に提出しなければならない。この場合における申請の受付窓口は、管轄消防署総務課とする。

- (1) 自主防災組織結成報告書兼防災用品助成申請書（第 1 号様式）
- (2) 自主防災組織編成図（第 2 号様式）

（助成の決定）

第 12 条 市長は、前条により書類を受理したときは、速やかに内容を審査し、適当と認めたときは、当該助成の執行を決定する。

2 市長は、助成を決定した場合、速やかに防災用品助成決定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知する。
（助成防災用品の交付）

第 13 条 市長は、防災用品助成決定通知御後 6 月以内に防災用品を交付するものとする。
（助成の取消）

第 14 条 市長は、防災用品助成決定通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消すほか、すでに交付した防災用品の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段で助成の決定を受けたとき。
- (2) 自主防災組織を解散したとき。

（変更等の届出）

第 15 条 自主防災組織の代表者は、代表者の氏名、住所若しくは連絡先又は組織名称に変更があった場

合は、速やかに変更届（第 4 号様式）を署長に提出しなければならない。

第 4 章 報 告

（区役所への報告）

第 16 条 自主防災組織の結成報告を受けた署長は、その関係書類の写しを管轄区長へ送付することができる。

（消防長への報告）

第 17 条 署長は、自主防災組織の結成及び変更内容を消防長に報告する。

2 前項の報告は、消防情報システム（総合防災情報システム管理運液規程（平成 2 年名古屋市消防局訓令第 10 号）別表に定めるものをいう。）による入力をもって代えるものとする。

第 5 章 雑 則

（固定資産税の減免）

第 18 条 署長は、名古屋市市税減免条例（平成 20 年名古屋市条例第 37 号。以下「減免条例」という。）第 7 条第 1 項第 6 号及び名古屋市市税減免条例施行細則（平成 20 年名古屋市規則第 83 号。以下「減免条例施行細則（平成 20 年名古屋市規則第 83 号。以下「減免条例施行細則」という。）第 10 条第 1 号の規定による固定資産税に係る税の減免について、当該減免申請をしようとする者から、減免条例第 3 条第 1 項第 4 号及び減免条例施行細則大 5 条第 2 項第 2 号に基づき、本市に登録された自主防災組織であることの証明依頼があった場合は、事実に基づいて証明願（第 5 号様式）等により証明する。

（委任）

第 29 条 この要綱に定めるもののほか、自主防災組織に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 10 月 12 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 3 月 31 日から実施する。

附 則 （令和元年 12 月 27 日から実施する。）

この要綱は、令和元年 12 月 27 日から実施する。

附 則 （令和 2 年 11 月 25 日、2 消消第 318 号）
この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から実施する。
(別表、別記様式略)

計画参考 17 自主防災組織結成状況

令和4年3月31日現在

区 名	組織数	区 名	組織数	区 名	組織数
千 種	326	昭 和	248	守 山	389
東	178	瑞 穂	244	緑	419
北	377	熱 田	150	名 東	203
西	419	中 川	442	天 白	249
中 村	285	港	253	計	4,664
中	144	南	338		

計画参考 18 地区防災計画策定状況

令和 4 年 4 月現在

番号	区名	地区名	計画名	策定年度	備考
1	南	星崎学区	星崎学区地区防災計画	平成 29 年度	
2	天白	植田東学区	植田東学区地区防災計画	令和 4 年度	

計画参考 19 名古屋市災害救助法施行細則（抄）（令和2年3月30日 規則第48号）

（趣旨）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の施行については、法、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「施行令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（区域の告示）

第2条 削除

（救助の程度、方法及び期間）

第3条 法による救助（以下「救助」という。）の施行令第3条第1項の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）の定めるところによる。

- 2 市長は、前項の救助の程度、方法及び期間によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

（物資の保管等に係る公用令書等）

第4条 施行規則第1条第1項の公用令書の様式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

- (1) 物資の保管を命じる場合 第1号様式
- (2) 物資を収用する場合 第2号様式
- (3) 施設を管理する場合 第3号様式
- (4) 土地、家屋又は物資を使用する場合 第4号様式

- 2 市長は、前項各号の公用令書を交付したときは、強制物件台帳（第5号様式）に登録しなければならない。
- 3 施行規則第1条第4項の公用変更令書の様式は、第6号様式とする。
- 4 市長は、前項の公用変更令書を交付したときは、強制物件台帳に変更事項及びその理由を詳細に記録しなければならない。
- 5 施行規則第1条第5項の公用取消令書の様式は、第7号様式とする。
- 6 市長は、前項の公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録しなければならない。

（受領調書）

第5条 施行規則第2条第3項の受領調書の様式は、第8号様式とする。

- 2 前項の受領調書を作成するときは、その物資の引渡しを行った所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

（損失補償請求書）

第6条 施行規則第3条第1項の損失補償請求書の様式は、第9号様式とする。

- 2 市長は、前項の損失補償請求書の提出があったとき及びこれによって損失の補償を行ったときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

（従事命令に係る公用令書等）

第7条 施行規則第4条第1項の公用令書の様式は、第10号様式とする。

- 2 市長は、前項の公用令書を交付したときは、救助従事者台帳（第11号様式）に登録しなければならない。
- 3 施行規則第4条第3項の公用取消令書の様式は、第12号様式とする。
- 4 市長は、前項の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録しなければならない。

ない。

(従事不能の場合の届出)

第8条 施行規則第4条第2項の規定による届出の様式は、第13号様式とする。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合 医師の診断書

(2) 天災その他避けることのできない事故により従事することができない場合 市町村長、警察官その他
適当な公務員の証明書

(実費弁償の基準)

第9条 施行令第5条の実費弁償の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

市の常勤の職員で、救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、その都度市長が
定める額以内の額

イ 時間外勤務手当

日当の額を基礎とし、市の常勤の職員との均衡を考慮して算定した額以内の額

ウ 旅費

名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）に規定する相当額以内の額

(2) 施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 業者のその地域における慣行料金による支出実績
に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内の額

(実費弁償請求書)

第10条 施行規則第5条の実費弁償請求書の様式は、第14号様式とする。

(身分を示す証票)

第11条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票の様式は、第15号様式とする。

(扶助金支給申請書)

第12条 施行規則第6条第1項の扶助金支給申請書の様式は、第16号様式とする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち次の各号に掲げるものには、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 休業扶助金支給申請書 負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他
に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

(2) 打切扶助金支給申請書 療養の経過、症状及び治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

3 法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者が、当該救助に関する業務により負傷し、若しくは
疾病にかかった場合又は死亡した場合における施行規則第6条第1項の扶助金支給申請書には、同条第
2項及び前項に定めるもののほか、法第8条の規定による協力命令をした旨の市長の証明書を添付しな
ければならない。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(別表、様式、略)

計画参考 20 災害救助法による救助の程度、方法及び期間（早見表）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害の発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害は発生するおそれがある場合において必要となる建築物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日 から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷 金、礼金、仲介手数料、火災 保険等、民間賃貸住宅の貸 主、仲介業者との契約に不可 欠なものとして地域の実情に 応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅 と同様。
炊き出し その他に よる食品 の給与	1 避難所に収容され た者 2 住家に被害を受 け、若しくは災害に より現に炊事のでき ない者	1 人 1 日当たり 1,160 円以内	災害発生の日 から 7 日以内	食品給与のための諸経費を延給 食日数で除した金額が限度額以 内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の 供給	現に飲料水を得ること ができない者（飲料水 及び炊事のための水で あること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
寝具その 他生活必 需品の給 与又は貸 与	全半壊（焼）、流失、 床上浸水等により、生 活上必要な被服、寝 具、その他生活必需品 を喪失、若しくは毀損 等により使用すること ができず、直ちに日常 生活を営むことが困難 な者	1 夏期（4 月～9 月）冬季 （10 月～3 月）の季別は 災 害発生の日をもって 決定す る。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日 から 10 日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初 の評価額 2 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等の 実費 2 病院又は診療所・・・国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日 から 14 日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって災害の ため助産の途を失った 者（出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者）	1 救護班等による場合は、使 用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行 料金の 100 分の 80 以内の額	分べんした日 から 7 日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の 救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 3 日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死体の 搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計 上

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した 住宅の応 急修理	1 住家が半壊（焼） 若しくはこれらに準 ずる程度の損傷を受 け、自らの資力によ り応急修理をするこ とができない者 2 大規模な補修を行 わなければ居住する ことが困難である程 度に住家が半壊 （焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生 活に必要最小限度の部分 1 世帯 当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは 半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の 損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日 から 1 カ月以 内	
学用品の 給与	住家の全壊（焼）流失 半壊（焼）又は床上浸 水により学用品を喪失 又は毀損等により使用 することができず、就 学上支障のある小学校 児童、中学校生徒、義 務教育学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教 材で教育委員会に届出又はそ の承認を受けて使用している 教材、又は正規の授業で使用 している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800 円 中学校生徒 5,100 円 高等学校等生徒 5,600 円	災害発生の日 から（教科 書）1 カ月以 内（文房具及 び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合個々の実情 に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬 を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者 であっても対象となる。
死体の捜 索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計 上 2 災害発生後 3 日を経過した ものは一応死亡した者と推定 している。
死体の処 理	災害の際死亡した者 について、死体に関する 処理（埋葬を除く。） をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日 から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計 上 3 死体の一時保存にドライア イスの購入費等が必要な場合 は当該地域における通常の実 費を加算できる。
障害物の 除去	居室、炊事場、玄関等 に障害物が運び込まれ ているため生活に支障 をきたしている場合で	市町村内において障害物の除去 を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日 から 10 日以内	

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	自力では除去すること のできない者			
輸送費及 び賃金 職員等雇 上費 (法第2 条第1 項)	1 被災者の避難に係 る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間以内	
輸送費及 び賃金 職員等雇 上費 (法第2 条第2 項)	避難者の避難に係る支 援	当該地域における通常の実費	救助の実施が 認められる期 間内	災害が発生するおそれ段階の救 助は、高齢者・障害者等で避難 行動が困難な要配慮者の方の輸 送であり、以下の費用を対象と する。 ・避難所へ輸送するためのバス 借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するた めの補助員など、避難支援のた めに必要となる賃金職員等雇上 費
実費弁償	災害救助法施行令第4 条第1号から第4号ま でに規定する者	名古屋市災害救助法施行細則 (令和2年3月30日 規則第 48号)第9条に定めるところに よる。	救助の実施が 認められる期 間以内	
救助の事 務を行う のに必要 な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上 費 3 旅費 4 需用費(消耗品 費、燃料費、食糧 費、印刷製本費、光 熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃貸料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用 は、法第21条に定める国庫負 担を行う年度(以下「国庫負担 対象年度」という。)における 各災害に係る左記1から7まで に掲げる費用について、地方自 治法施行令(昭和22年政令第 16号)第143条に定める会計年 度所属区分により当該年度の歳 出に区分される額を合算し、各 災害の当該合算した額の合計額 が、国庫負担対象年度に支出し た救助事務費以外の費用の額の 合算額に、次のイからトまでに 掲げる区分に応じ、それぞれイ からトまでに定める割合を乗じ て得た額の合計額以内とするこ と。 イ:3千万円以下の部分の金額 については100分の10 ロ:3千万円を超え6千万円以	救助の実施が 認められる期 間及び災害救 助費の精算す る事務を行う 期間以内	災害救助費の精算事務を行うの に要した経費も含む。

救助の 種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		下の部分の金額については 100 分の 9 ハ：6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ：1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ：2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6 ヘ：3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5 ト：5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4		
災害ボランティアセンターにおけるボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整事務に必要な委託費用	救助事務費に掲げる委託費のうち、 1 人件費（災害ボランティアセンターに派遣された社会福祉協議会等職員の時間外勤務手当並びに社協等が災害ボランティアセンターにおいて雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金） 2 旅費（被災自治体外から災害ボランティアセンターに派遣された社協等職員に係り旅費）	当該地域における通常の実費	社協等と被災自治体の実施する救助の調整が実施されている期間又は災害ボランティアセンターが活動を完了するまでの期間のいずれか短い期間	

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。